

第81回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 平成29年12月7日(木)午後2時00分
- 2 開会の日時 平成29年12月7日(木)午後1時52分
- 3 閉会の日時 平成29年12月7日(木)午後2時35分
- 4 会議の場所 岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所7階大会議室
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席、欠席の別

定数17名 出席17名 欠席 0名

議席番号	委員名	出欠の別	議席番号	委員名	出欠の別
1	秋山 幸江	出席	会長	黒田 栄三郎	出席
2	荒井 隆文	出席	11	河本 和彦	出席
3	池上 克己	出席	12	小橋 久宣	出席
4	浦上 和己	出席	13	小林 弘幸	出席
5	遠藤 茂	出席	職務代理	柴田 一郎	出席
6	賀門 義和	出席	15	中山 順市	出席
7	河田 敬司	出席	16	信定 知福	出席
8	國定 豪	出席	17	安田 久子	出席
9	久山 優	出席			

6 農業委員以外の出席者

事務局 総務・農政担当課長 倭 信幸 参事 箕浦 勝宏
 担当係長 竹田 了久 副主査 柴田 美佳

7 傍聴者 0名

8 議 題

第1号議案 農地法関係申請等について

- 申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
 (2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について
 (3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
 (4) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について

- 報 告 (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届について
 (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届について
 (3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知等について
 (4) 農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

- (1) 平成29年度事業について
 (2) その他

9 議事録署名委員の番号及び氏名

4 番：浦上 和己 1 2 番：小橋 久宣

10 議事の内容

議 長 みなさんご苦労様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第
8 1 回総会を開会します。（あいさつ）

議 長 議事録署名委員を指名します。4 番 浦上 和己委員、1 2 番 小
橋 久宣委員にお願いします。

議案の審議の前に、事務局、訂正等あればお願いします。

竹田係長 （議案訂正の説明）

議 長 それでは審議に入ります。第 1 号議案、農地関係申請等について、
を上程します。申請等（1）農地法第 3 条の規定に基づく許可申請
について、の審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお
願います。

竹田係長 前回保留 1 番、受人は伊島町一丁目に居住していますが、檜津の田を 1 0
年間使用貸借し、同時申請の東区分の農地と併せて、新規に就農しようとする
ものです。

本申請は、同時申請の東区分が第二農業委員会で保留となったため、第一
農業委員会分も保留となっていたものですが、本日の第二農業委員会総会で
さらに調査が必要とのことで、前回に引き続き保留となったため、第一農業
委員会分も保留とさせていただきます。

2 番、受人は檜津に居住し約 1. 1 ヘクタールの農地を耕作する農業者で
すが、受贈により檜津の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関
係等、問題がないこと、下限面積 3 0 アールを超えていることから許可要件
をすべて満たしていると考えます。

3 番、受人は檜津に居住し、約 4 9 アールの農地を耕作する農業者ですが、
受贈により檜津の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関
係等、問題がないこと、下限面積 3 0 アールを超えていることから許可要件
をすべて満たしていると考えます。

4番、受人は畑鮎に居住し、約74アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により畑鮎の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

河本委員 中・中央地区協議会で、1番から4番までの4件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見ですが、1番については前回に引き続き保留ということで、了解しました。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

竹田係長 5番、受人は平山に居住し、世帯で約1.3ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、経営移譲により掛畑の畑を所有権移譲しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題ないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

6番、受人は小山に居住し、約76アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により大崎の畑を所有権移譲しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題ないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

7番、受人は高松稲荷に居住し、約1ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により小山の田と畑を所有権移譲しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題ないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

8番、受人は玉野市迫間に居住し、約1.6ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により上高田の畑と田を所有権移譲しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係

等、問題ないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

2ページ9番と10番は関連がありますので、同時に説明します。9番の受人は新庄下に居住し、約98アールの農地を耕作する農業者で、10番の受人は新庄下に居住し、約5アールの農地を耕作する農業者ですが、9番と10番の新庄下の田を交換しようとするものです。

いずれも取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題ありません。下限面積については、10番の受人は下限面積30アールを超えていませんが、交換の相手方である9番の受人の経営面積が30アールを超えており、耕作の利便性の増す交換であることから、農地法施行令第2条第3項第2号に該当し、例外的に許可が可能と考えます。

議 長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

池上委員 北・吉備地区協議会で、5番から10番までの6件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に御津建部地区の説明を事務局からお願いします。

竹田係長 2ページ11番、受人は御津矢知に居住し、約43アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により御津矢知の田と畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

12番、受人は建部町品田に居住し、約2ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により建部町品田の田と畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

13番、受人は建部町下神目に居住し、約2ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により建部町下神目の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

3ページ14番、受人は建部町下神目に居住し、約60アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により建部町下神目の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

15番、受人は建部町吉田に居住し、約66アールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により建部町吉田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

16番、受人は建部町桜に居住し、約1.6ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により建部町桜の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 御津建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

浦上委員 御津・建部地区協議会で、11番から16番までの6件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

柴田副主査 3ページ17番、受人は岡山市ですが、曾根の田を所有権移転し、小学校の学校農園にしようとするものです。

公立小学校の学校農園としての利用であり、農地法第3条第2項第1号に規定された不許可の例外として、農地法施行令第2条第1項第1号口の事由に該当すると判断され、許可要件を満たしていると考えられます。

18番、受人は浦安西町に居住し、約8.9ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により西七区の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

19番、受人は新福二丁目に居住し、世帯で約2.2ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により北七区の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

賀門委員 南区協議会で、17番から19番までの3件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等（1）は、中・中央地区1番から南区19番までの19件ですが、1番を保留とし、それ以外の18件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等（1）についてはそのように決定いたします。

議 長 次に申請等（2）農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

竹田係長 4ページ前回保留1番、転用目的は農業用倉庫です。申請人は中区乙多見に居住し、約39アールの農地を耕作する農業者ですが、知人と農事組合法人を立ち上げ、黒豆・みかんなどの6次産業化を進めるため、農業用倉庫を建築しようとするものです。

農業用施設としての利用の仕方、現地での境界の確認や排水計画の確認等に時間を要しており、協議会では引き続き保留となっています。

議 長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

河本委員 中・中央地区協議会で1番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、保留意見としており、農業委員としても同様に保留意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等（2）は、中・中央地区1番の1件を保留と決定してよろしいか。

全 員 異議なし。

議 長 それではそのように決定いたします。

議 長 次に申請等（3）農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

竹田係長 1番、転用目的は自己住宅です。申請人は高松原古才の借家に夫妻で居住していますが、家財道具が増え、手狭になったため、妻の実家に近く、交通アクセスが良くて夫の勤務先に通勤しやすい申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、転用目的は自己住宅です。申請人は撫川の賃貸アパートに家族3人で居住していますが、子供の成長に伴い、住居が手狭になってきたため、夫の実家に近く、両親の面倒をみることができる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番、転用目的は自己住宅です。平成29年11月に農振除外済みの案件です。申請人は川入の妻の実家に居住していますが、子供の成長に伴い、家財道具が増え、住居が手狭になってきたため、妻の実家に近く、闘病中の妻の父から農業を引継ぎ、妻の両親の面倒をみるのに便利な妻の父所有の申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地と判断されます

が、集落に接続した住宅に該当し、妻の父の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

池上委員 北・吉備地区協議会で、1番から3番までの3件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に南区の説明を事務局からをお願いします。

柴田副主査 5ページ4番から6番までは、同時申請で一体での利用ですので、同時に説明します。転用目的は永久転用目的の一時転用の露天資材置場露天駐車場の敷地拡張です。転用期間は許可日から3年間です。

申請人は宮浦に本店を置き、建設業を営んでいますが、事業を拡大していくうちに資材置場や駐車場が不足するようになり、業務に支障をきたしているため、既存の資材置場に隣接し、所有者の承諾が得られた申請地に賃借権を設定し、露天資材置場露天駐車場を敷地拡張しようとするものです。

農地区分は、いずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

賀門委員 南区協議会で、4番から6番までの3件について協議したところ、事務局説明のとおりであり、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等(3)は、北・吉備地区1番から南区6番までの6件全件を許可と決定してよろしいか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等（３）についてはそのように決定いたします。
なお、南区４番から６番までの３件は、一体利用で、転用面積が
３，０００平方メートルを超えていますので、１２月１５日開催の
岡山県農業会議に諮問し、許可適当との答申を受けて許可指令書を
交付することとします。

議 長 次に申請等（４）農地法第３条の３ 第１項の規定による届出に
ついての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

竹田係長 ６ページ中・中央地区１番から７ページ南区８番までの８件で、権利取得の
事由はすべて相続、権利の種類はすべて所有権で、内容をご覧のとおりです。
あつせん希望はなしとなっています。

各地区協議会の協議では、全件問題なく受理の意見となっています。

議 長 事務局から説明がありました。申請等（４）の８件については、
全件問題なく受理と決定してよろしいか。

全 員 異議なし。

議 長 それではそのように決定します。

議 長 次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

柴田副主査 報告（１）農地法第４条第１項第７号の規定による転用届は、８ページ１番
から９番までの９件で、転用目的は、露天駐車場２件、共同住宅２件、店舗２
件、集合住宅１件、通路１件、太陽光発電１件で、専決日は備考欄のとおりで
す。

次に報告（２）農地法第５条第１項第６号の規定による転用届は、９ページ
１番から１１ページ２４番までの２４件で、転用目的は、露天駐車場７件、自
己住宅３件、分譲住宅１件、店舗１件、分譲住宅地７件、共同住宅１件、工場
１件、宅地造成１件、敷地拡張・進入路１件、敷地拡張１件で、専決日は備考
欄のとおりです。

次に報告（３）農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知は、１２ペ
ージ１番から６番までの６件です。解約理由は耕作目的が５件、転用目的が１
件です。いずれも合意解約が成立しており、離作料は備考欄のとおりです。

次に報告（４）農地改良届は、１３ページ１番から４番の４件で、目的は、
果樹園３件、普通野菜畑・果樹園１件です。

議 長 これらの報告について、ご質問がありますか。

全 員 異議なし

議 長 以上で第 1 号議案、農地法関係申請等は終了します。

続きますして、第 2 号議案、農政関係等について事務局から説明を
お願いします。

事務局 第 2 号議案の説明の前に、池上委員より、11月21日・22日の平成29
年度先進地視察研修の報告があります。

池上委員 (視察研修について報告)

事務局 (第 2 号議案の説明)

(1) 平成 29 年度農地利用意向調査の実施について

(2) その他

①「農業委員会だより (第 87 号)」の発刊について

②「合同新年会」の開催について

③「農地相談会」の実施について

議 長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。

議 長 その他、何かありますか。

事務局 (1) 次回総会予定 (1 月 18 日 (木) 市役所 7 階大会議室)

柴田職務代理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうご
ざいました。

閉会 午後 2 時 35 分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員